



港長公示第5-7号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり一般船舶の投錨を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年10月20日

金武中城港長



金武中城港内における不発弾の水蓄保管に伴う投錨の禁止について

金武中城港（新港地区）において不発弾が発見されたため、下記により船舶の投錨を禁止する。

記

1 期間

令和5年10月20日（金）16時00分から当分の間

2 区域

北緯26度19分07.2秒 東経127度52分13.8秒を中心とする半径50メートルの円内

3 標識

不発弾の水蓄保管場所には、黄色のブイが設置されている。

